

## 第9期伊達市市民参加推進会議の活動状況について（中間報告）

伊達市市民参加推進会議  
会長 永井 真也

伊達市市民参加推進会議（以下「推進会議」という。）は、平成19年4月1日の伊達市市民参加条例（以下「条例」という。）の施行に伴い、条例第17条の規定に基づき、平成19年6月13日に設置された。以来、第1期から第8期の各2年の任期の活動を経て、現在、第9期となる任期2年の活動を行なっている。本報告は、第9期活動の中間期を迎えるにあたり、その活動状況を報告する。

### 1 これまでの経過

第8期においては、令和4年度から令和5年度まで延べ4回の会議が開催され、期末に「意見書」という形で総括を行った。同意見書では、多様な手法での市民参加の実施、周知方法や実施結果の公表方法にも工夫・改善がみられるなど、市民参加を推進しようとする姿勢と意欲が感じられ、市民が意見を出しやすい環境も整備されてきたとしている。

今後も、庁内研修会を通じて市民が理解し納得しやすい情報提供のあり方を検討し、より市民参加制度を充実させていく必要があると総括している。意見書の要点は次のとおりである。

- (1) これまで市は市民参加を推進するためにさまざまな取組を行っているが、多様化する業務において職員の負担も増えていることから、取組をさらに深めるためには限られた人材での実現は難しい。このため、情報発信を行い市と市民をつなぐ役割を担えるような人材を活用することも必要であると考え。また、情報発信の強化に関してはデジタル人材を活用するなどし、幅広く職員にその技術を伝え、全庁を通してのスキルアップに期待をしたい。
- (2) 若い世代の市民参加を促すためには、LINEをはじめとするSNSを活用し、日頃から市の取組について情報発信していくことが有効であると考えられる。市政に興味関心を持ってもらうのみならず、参加したいと思ってもらえる意識づくりを行っていくことが必要である。
- (3) まちづくりの担い手確保や多様性のある意見を集めるためにも、より多くの市民が参加しやすい市民参加制度を構築する必要がある。対面、オンライン、書面提出など様々な運営方法を組み合わせて会議を実施することやオンラインツールを活用したアンケート調査など、それぞれのライフスタイルに合わせた参加が行えるよう工夫をお願いしたい。

## 2 第9期活動の中間報告

以上を受けて、第9期推進会議では、市民参加制度をさらに市民へ浸透させるため、パブリックコメントの実施方法や審議会への運用方法において議論すべく、別紙1のと通りの活動を行ってきた。本推進会議の意見を取りまとめるには、なお推移を見守り議論を深める必要があることから、これまでの議論の内容等を以下のとおり報告する。

### (1) 市民参加制度の浸透について

市民参加制度については、市職員に対して継続的に「市民参加条例研修会」を実施されていることにより、丁寧な資料作成やHP・フェイスブックを活用した周知がされるなど、市内にも一定程度浸透してきているように感じられる。

しかしながら、未だ市民にはパブリックコメントやワークショップといった市民参加に関する言葉や内容が認知されていないような状況である。

このため、市民に対しても市民参加・まちづくりについて学ぶ機会を作るなど、市民の行政活動に対する関心を高められるような取り組みについて検討して頂きたい。

### (2) 多くの方が参加しやすい市民参加制度について

パブリックコメントや審議会については、これまで参加したことのない方に、専門的な内容で難しいという印象を持たれることが多いと推測される。

このことから、実施や周知の際は、相手に伝わりやすい言葉・表現を使うなど、行政活動の内容をイメージしやすいように工夫をし、情報発信を行って頂くようお願いしたい。

また、引き続き若い世代をはじめとする幅広い世代の方が参加しやすい取組を推進するために、書面やオンラインでの会議開催やLINE等のデジタル媒体を用いた情報発信と意見集約の実施等参加者のライフスタイルを考慮した手法での取組実施を検討して頂きたい。

以上により、本推進会議は、本市における市民参加が適切な方向で実施されていると評価するとともに、引き続き若い世代をはじめ多くの市民が行政活動に参加しやすい市民参加制度を構築するための取組に期待したい。